

公募型プロポーザルの公告

次のとおり公募型プロポーザルに付します。

令和7年6月12日

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会
富山県済生会富山病院
院長 亀山 智樹

1. 概要

- (1) 案件名 富山県済生会富山病院 病院内売店運営事業
- (2) 仕様 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和7年10月1日から令和7年9月30日まで

2. 参加資格

- (1) 次の事項に該当する者は、競争参加者となることができない。
 - ① 当該競争に係る契約を締結する能力を有しない者。
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者。
 - ④ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
 - ⑤ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの。
 - ⑥ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの。
- (2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
 - ① 提出書類に虚偽の事実を記載した者。
 - ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。
- (3) 競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができる。その者を代理店、支配人その他使用人又は代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは、不正の利益を得るために連合したとき。
 - ③ 選定された事業者が契約を締結すること又は契約者が履行することを妨げたとき。

- ④ 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了を確認するため必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- ⑦ この項(この号を除く)の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

3. 仕様書

富山県済生会富山病院 ホームページに記載

4. 審査日程等

参加者は、本通知及び公募型プロポーザル実施要領を熟読の上で審査に参加すること。

5. 問い合わせ先

富山県済生会富山病院

用度課 姉崎

TEL 076-437-1111

E-mail t-anezaki@saiseikai-toyama.jp